

## 第 40 回 MOF・NGO 定期協議会議事録

◆ 日時：2009 年 1 月 15 日 15：00-18：30

◆ 会場：財務省 4 階 中 422 会議室

### 議題

- ・ NGO 側議題 1：ADB のセーフガード政策改訂について
- ・ NGO 側議題 2：カンボジア国道 1 号線改修事業について (ADB)
- ・ NGO 側議題 3：ネパール・西セティ水力発電事業について (ADB)
- ・ NGO 側議題 4：ラオス・ナムトゥン II ダム事業について (WB・ADB)
- ・ NGO 側議題 5：JBIC 新ガイドラインへの要望とサハリン II 石油・天然ガス開発事業について
- ・ NGO 側議題 6：サンロケダム灌漑事業からの日本の撤退と中国の関与について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

開発政策課：錦織室長、鈴木係長

開発機関課：土井課長、高見開発企画官、三浦補佐、渡辺補佐、平澤係長、真船係長、佐々木係長、鴨志田係員、谷中係員

【NGO】

清水規子 (FoE Japan)、渡辺瑛莉 (FoE Japan)、塩沢孝子 (FoE Japan)、松本悟 (メコン・ウォッチ)、東智美 (メコン・ウォッチ)、木口由香 (メコン・ウォッチ)、大垣俊朗 (メコン・ウォッチ)、大内穂 (トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン)、望月章子 (アジア開発銀行駐日代表事務所)、藤田早苗 (Essex 大学人権センター)、村上正子 (高木仁三郎市民科学基金)、古沢広佑 (JACSES)、中村健二 (JACSES)、鬼頭景子 (JACSES)、田辺有輝 (JACSES)

## NGO 側議題 1：ADB のセーフガード政策改訂について

田辺：

ADB のセーフガード政策には環境・非自発的住民移転・先住民族の 3 つの政策がある。これらの改定作業が 2005 年に開始され、2007 年には第 1 ドラフトが、2008 年 10 月に第 2 ドラフトが提出され、それぞれに対するコンサルテーションとパブリックコメントが行われている。私は、先日行われたマニラでのコンサルテーションに参加した。第 38 回の協議会でも議論した通り、第 1 ドラフトでは既存の政策よりも基準が低下していたことから、ADB のモニタリングをしている NGO から数多くの批判が寄せられた。その後 ADB が第 2 ドラフトを作成したが、一部改善されたものの、未だ多くの点で既存政策よりも基準が低い点が見られている。2008 年 11 月の *Financial Times* によると、ADB の法務局も第 2 ドラフトには低下がみられると指摘している。質問は次の 4 点である。

1 点目は、今後のプロセスについて、ADB のサイト上では 2009 年の第一四半期に *Draft Working Paper* を公開する予定になっているが、具体的にはどんなスケジュールを予定しているか。それから、変更等あれば是非教えて頂きたい。

2 点目は、第 2 ドラフトに対してパブリックコメント・パブリックコンサルテーションを経て数多くのコメントが寄せられているが、それに対して ADB から回答する予定があるか。

3 点目は、日本政府として第 2 ドラフトに対して何らかのコメントを提出したか。提出したのであれば、その内容を教えて頂きたい。

4 点目は、この基準の低下に関しては ADB の総裁は当初から改訂によってセーフガード政策が弱まることのないようにするというコミットメントを繰り返していて、それに対して日本政府もその点は支持されていたと思う。このような中で、第 2 ドラフトにおいても未だに数多くの基準低下が残っている点についてどう考えているのか伺いたい。いくつか傳田補佐とも何度かお話をさせて頂いた点ではあるが、基準低下が見られる点の例としてあげさせて頂いた。

問題の 1 点目として、ADB のセーフガード政策の構成は大きく 3 つに分かれていて、最初に *Policy Principles* といって環境・住民移転・先住民族政策での守るべき基本原則が示されている。それぞれの分野で 1 ページずつの短い構成になっている。それを守る為に *Policy Delivery Process* という ADB がどのようなプロセスでやっていくかということが 2 番目にある。3 番目に *Safeguard Requirements (SRs)* があり、借りが守るべき基準としてより詳細な規定が書かれている。その SRs は ADB の様々な融資形態においては全てに適用されるわけではなく、基本的な全ての融資形態で守るべき規定は *Policy Principles* であると理解している。

ところが、*Policy Principles* の中ではこれまで我々が見てきた中で重要な点である、例えば、住民への理解可能な言語様式での情報提供・コンサルテーションの時期・回数・タイミング、そして EIA の完成版・改訂版の公開、住民移転・先住民族に関するモニタリングレポートの公開といった重要な点が抜けている。

問題の 2 点目として、また、コンサルテーションの回数とタイミング、つまり EIA の初期段階でのコンサルテーションと EIA のドラフト段階のコンサルテーションが ADB のカテゴリ A には求められた要件だが、これの具体的な回数・タイミングは、SRs にも書いていない。

問題の 3 点目として、住民移転のときに交渉において土地の取得をなされるというオプションが導入される予定だが、その際にどのような規定が適用されるのかが明確になっていない。特に重要だと思われるのは、再取得価格による補償だが、それが適用されるかどうかというのが明確でない。

問題の 4 点目として、民間セクター融資においては、ADB はこれまで公的セクター同様理事会 120 日前の EIA の公開を行っていたが、60 日に短縮されている。

問題の 5 点目として、セクター融資や Financial Intermediaries、つまり金融仲介業者への融資等でのサブプロジェクトにおける EIA 等の文書の ADB による公開について規定されていない。

問題の 6 点目として、Derogation という特例として基準を逸脱してもよいという規定が今回入っているが、その意思決定の際にプロジェクトの環境社会コストと便益のバランスを取ることが理事には求められていて、仮に本来であれば環境社会コストを高く見積もらなくてはならない案件でもバランスを取ることによって、コストを下げられてしまう可能性が高くなる。

問題の 7 点目として、協調融資の際に元々は ADB の融資のコンポーネント以外でもそのプロジェクト全体を見ていくのが ADB の政策だったが、それが ADB の融資コンポーネントに限定されている。

という形で、既存の規定からの低下が見られている。これに関して、財務省としてどのように考えているのか伺いたい。

MoF 渡辺：

質問の 1 点目の Draft Working Paper 公開のスケジュールだが、ADB によると、現在ドラフトの作成に取りかかり中であり、現在の見通しだと 1 月中にも公開できるよう進めているところである。

質問の 2 点目についても ADB に確認したところ、これまでのパブリックコメントやコンサルテーションを踏まえて Working Paper のドラフトを作成中で、どのように回答するかも合わせて検討中なので具体的な回答の仕方は未定である。

次に質問の 3 点目だが、日本政府としては ADB に対して今まで東京で開催されたコンサルテーションや理事会を通じて現行の政策が弱体化するようなことはあってはならないということを継続的に強く申し入れているところである。個別内容に関するコメントについては今後開催がされる理事会審議を通じてコメントしていくということになる。

質問の4点目だが、第2ドラフトにおいて基準低下が数多く残っているとの指摘だが、ADBに対して現行の政策が弱体化するようなことはあってはならないと強く申し入れている。ADBがドラフト作成中のWorking Paperに対してこれまで頂いたコメントやコンサルテーションの結果がどのように反映されるかを見極めなければならないと考えている。理事会審議の場において我々としても慎重に検討を行なった上でADBには然るべき対応をするよう発言していくつもりである。また、質問4点目の中で、あくまで事例ということだと思うが、基準低下があるご指摘頂いている点について、冒頭申し上げた通り、頂いているコメントを反映してどういうものがでてくるかということを見極める必要があるが、いくつか付言しておきたい。

1点目のEIA完成版及び改訂版の公開について、住民に理解可能な言語・様式での情報提供に関する要件が削除されているという点については、私自身セーフガード政策を読んで、ご指摘にあるようにPolicy Principleにはないと思うが、SR1のInformation Disclosureの項目の5番には以下のような記述がある。The borrower/clientは影響を受ける住民に対して受け入れ可能なform/manner/languageにてEIAを含む環境に関する情報を提供しなければならない。さらに、non-literate peopleに対してはsuitableなコミュニケーション手段がとられなければならない。また、本文のSafeguard Policy Statementの62番にもInformation disclosureという項目があり、その中の(1)の最後の部分に“ADB will .....updated EIA.”という記述は残っている。

5番目の項目の、セクター融資等におけるサブプロジェクトのEIA等の公開の規定がされていないのではないかという指摘については、SR4の9番目の項目があつて、別の規定を参照する形になっていて若干分かりにくいですが、“general requirements specified in 別の項目 apply to all the subprojects and components identified project information.”ということで、案件を進めていく中で特定されていくサブプロジェクトにも前段で規定されている内容が適用されるということが書かれている。

さらに、協調融資の際ADBが遵守する確認対象がADBの融資コンポーネントに限定されているのではないかという指摘事項についてはSR1の5番目に、これもあわせ読む必要があつてわかりにくいですが、impact/riskはproject area of influenceのコンテキストのなかでフォローされなければならないという規定があり、project area of influenceには以下のものが含まれるとなっているが、その以下のものの中にassociated facilities that are not funded as part of the projectと記されていて、さらに括弧書きで他のBorrowerや第三者によりファンディングがされるものも含むという記述があるので、ADBの公式見解をもらった訳ではないが、確認したところこのような記述がある。

いずれにしても、冒頭申し上げたように、コメント等踏まえた新しいドラフトを確認する必要がある。

田辺：

まず、質問1についてだが、海外のNGOを通して聞いたところによると、2月10日にDraft working paperが出されるということ聞いたのだが、特にそのような情報はないのか。あくまで1月中旬に公開する予定と聞いているのか。

MoF 渡辺：

そのように聞いている。

田辺：

質問 2 だが、1 月中に公開する予定にも関わらずコメントへの回答をするかどうか今の段階でも決まっていないうことなのか。例えば、前回の第一ドラフトで ADB 側からの回答は 100 ページ以上の非常に分厚い文書だった。今回の第二ドラフトにおいても第一ドラフト同様、かなり多くのコメントが寄せられているので、仮に 1 月中に回答をするのであれば、もう 1 月半ばなので準備していなければ到底間に合わないと考えられる。今の段階で検討中ということであれば、1 月中の公開は不可能なスケジュールではないかと考える。もし公開しないのであれば、それは非常に問題である。前回マニラのコンサルテーションに参加した時に、参加者は 80 人程で、ワークショップ形式で 5~6 人の小さなワーキンググループでコメントを吸い上げる形で行ったのだが、NGO と ADB のお互いの根拠を出して議論を詰めることがそのコンサルテーションでは十分に行われなかったという状態で、現在の段階で ADB と詰めるとしても文章上で詰めていくしかないのが現状である。お互い Political に罵倒しあっても仕方ないので、お互いの主張背景を突き詰めていくプロセスを大事にしたいと考える。なので、きちんと回答を出して頂きたい。

質問 3 に関しては、政策の改訂時に日本政府は毎回 Working paper が出るまでは具体的に何のコメントもしないという回答をしている。一方、例えば、中国政府はコンサルテーションに 5-6 人のチームを連れて公開期間を短くしろなどネガティブな方向に主張・コメントを出してきている。また、アメリカ政府から 1 人このコンサルテーションに参加していて、コンサルテーション後にアメリカ政府として見解をコメントとして提出している。このようにドラフトの前段階において積極的に他政府は関わっている状況であるのに、日本政府として大きな問題になりそうなものに対して早目から具体的なコメントを出していくことは考えられないのかと思っている。もし思うところがあれば、是非教えて頂きたい。

MoF 渡辺：

まず質問 2 に関する回答準備状況については、どのような形で回答するかという内容で伺っているので、その検討状況は引き続きフォローしていきたい。

田辺：

いずれにしても形式が決まっていないうことは、回答はまだ書いていないことにならないか。となると、書くにしても 1 ヶ月以上かかるだろうと思われる文章量なので、今、回答方法を検討中ということであれば、それはそれで問題ではないかと考える。

MoF 渡辺：

個別内容のコメントについては、正式には理事会を通じて行っていくと考えている。あとは、これは非公式というのかは分からないが、これまでのコンサルテーションを踏まえた対応がなされているかはこれまで理事室を通じてコミュニケーションをとっているもので、基本的にはこのように進めていくつもりである。

田辺：

非公式のそういった会合において具体的なコメントをするということでもないのか。理事室と ADB の担当者と議論している中で、何かしらのコメントがなされているのであればその内容を伺いたい。

MoF 渡辺：

皆さんから頂いている指摘に加えて何か別の項目を別途議論しているということではないと理解している。

田辺：

Working paper が出されてからというのは最終段階で3週間くらいしか残されていないというのが通常のプロセスなので、レバレッジはおっしゃる通りなのかもしれないが、その段階でどこまで修正できるかを仕事のプロセスとして考えると、弊害があるのかと思う。その辺を今後はもう少し検討して頂ければと思う。

中身の件だが、Policy Principles と Policy Delivery Process と SRs の中で、確かにおっしゃる通り、こちらには書いてあるがこちらには書いていないという点はいくつかある。今回特に Policy Principles が守られていれば OK だという点、例えば Country System との整合性をみるのが Policy Principles である。それから、Derogation に関しても Policy principles は守らなければならないが、いくつかの SRs については柔軟にやっていると書かれている。また、Framework approach においても Policy principles との整合性を見ていくということで、確かに SRs に書いてあるが本来 Policy Principles に書くべき点はもっとたくさんあるだろうと考えている。現状の Policy Principles で実施するとしたら、明らかに問題になるということが1点目のポイントである。確かに SR2 には書かれているが、それは本来 Policy Principles に書くべきものだと考える。

それから EIA の完成版や改訂版の公開に関しても Policy Delivery Process には書かれているが、それは ADB が公開すべき文書というふうには書かれている。では Policy Principle にかかれていないので借り手は現地住民に対して完成版を公開しないのかということなのである。通常プロジェクト融資においては SRs が適用されるので SRs には完成版も改訂版も公開することが記述されているので、プロジェクト融資においては住民に公開されるだろう。ただしその他の融資形態においては保証されていない。以上のようにかなり細かい点になるので再度別途会合を持たせて頂いて詳細を議論したい。このように政策自体が複雑な構造になっているので、ADB に課された Requirement なのか借り手に課された Requirement なのか、政策内の整合性はとられていないことを懸念している。

それから、コンサルテーションの回数やタイミングに関しても、何故この点を懸念しているのかだが、例えばネパールの西セティの案件では当初作成した EIA においては下流の影響が的確にアセスできておらず、後からアップデート版が作成されている。本来であれば EIA を始める初期段階においてどこのエリアが影響を受けるのかをスコーピングできちんと定めるべきであり、もしスコーピングが不十分であればそれを住民と協議し決めていくべきものである。プロジェクトのできるだけ早い段階でコンサルテーションを行なうことについては今のドラフトには含まれているが、スコーピングの段階できちんと行なうことは重要だと考えるので、是非実行して頂きたい。

松本：

今の田辺さんの話に含まれているが、これまでもずっと財務省は政策を弱めないようにするということは言っているし我々も強く求めていることであるが、何をもって弱体化したかという判断はそれほど簡単なものではないと考える。NGO から 100 以上のコメントが提出されているということは弱体化している部分を指摘しているのだろうし、ただ現実的に 100 以上のコメントすべてをマネージメントが改めるかということとこれまでの経験からいうとあまりあり得ないのではないかと思う。

そういう状況の中で、財務省が弱めないというところはどこを軸に見ているのかということが重要であり、かつ **W paper** の前に財務省の見解が **ADB** に示されても良いのではないかと私たちが思うのは、日本政府としてこういう点が確保されなければそれは明らかに弱体化ではないかと **ADB** にあらかじめ示すこともマネージメントにとっては余計な手間を持たないためには重要ではないかと考える。さらに言えば折角こういう場があるので、むしろ財務省からこちらに対して何を持って弱体化とするかという質問があっても良いくらいだと思う。そういう議論をセットして、ここはちょっと折り合わないがここは **NGO** も財務省もこんなふうになったら弱体化としか言いようがない、とかもっと具体的な議論をしていった方が建設的ではないかと思う。

先程、田辺さんが例として挙げたが、本人ではないのでこの例の根拠は分からないが、同じ **NGO** の者でこの並びを見れば、結構関心の高いものである。アセスの公開、補償をどういうレベルでやるのか、プライベートセクターとパブリックセクターにどれくらい差をつけるのか、など、**NGO** にとっては関心の高い分野にもし何か弱体化するような兆しがあれば、強く懸念する。ここに挙げているものは例でありつつも特に気になっているものと考えて良いのではないかと思う。そのあたりについては個別細かいこともさることながら、財務省としてその点はできるだけ刷り合わせたいとか何か財務省の見解を伺いたい。

**MoF 渡辺：**

特に今回頂いているポイントは **ADB** 側にはこういった指摘を頂いていると、さらにはこういった議論があったということは明示的にポイントアウトして伝えるつもりである。

松本：

**W Paper** も個別で話をするということだったので、そういった具体的なこと、何が弱体であるのかということも含めて、議論できたら良いと思う。

古沢：

今後の予定の確認だが、今度出るのが最終 **Draft Paper** だと考えられるか。

**MoF 渡辺：**

前提としては今までの議論がしっかり反映されているということであれば、そのドラフトに沿って各国がドラフトを検討していくことになると思う。

古沢：

ADB としては最終ドラフト的なイメージを持っているのか。

MoF 渡辺：

そう理解している。これまでの議論を踏まえたドラフティングをしているということである。

古沢：

今度出てくるものに対して、いろいろまだ問題があるといったときに再度検討するということになると思うが、そう言うことも財務省としても場合によっては覚悟するということか。

MoF 渡辺：

そうでないことを信じているが。

MoF 土井：

要はどのプロセスにおいてどのように介入するかという話だが、その案件によって、政府によって、いろいろなやり方があるが、我々はセーフガード政策について繰り返し言っているように、原則の考え方は伝えているし、ADB もこちらに歩調を合わせるように政策を後退させることはないと言っている。個別の話になってくると何百項目もある全てについて全員が納得できるということは当然ないと思うが、最終的に日本として受け入れられるかどうかという判断をしていく上で、これまでのように皆さんと意見交換をしながら日本として最終的に判断するつもりである。

そのときに、皆さんと我々の判断が完全に一致するかどうか分からないが、今ご指摘されたように、これだけ何回もやっていて、頂いた話は全部 ADB に繋いでおり、日本政府としてどうこうよりも日本としてこういう関心があるのだということを、国内ではこういう意見があるので ADB のスタッフとしてそれを踏まえてやってくれということを伝えているわけである。そういう中のやり取りを踏まえて今後何が出てくるのかは現時点ではまだ我々は分からない。それを見た上で最終的にどうするのか判断したいと考える。その際にはまた皆さんとご相談させて頂いて、その中で我々の最終的なスタンスを決めるつもりである。そのときに我々がサポートできないということであれば、その理事会ペーパーであれ何であれ、それは変えてくれと日本政府として言っていきたい。そのときに多数決で負けるということは考えていない。絶対ないとは言わないが、ないと思ってもらって結構である。

## NGO 側議題 2：カンボジア国道 1 号線改修事業について (ADB)

松本：

今までも取り上げさせて頂いているカンボジア国道 1 号線改修事業についてだが、これまで 63 世帯の住民が Accountability Mechanism を通じた異議申立てをしているが、それに対して日本貧困削減基金の供与による生計安定化プログラムが ADB によって提案されている。その中身を見ると、ADB 区間だけではなく現在日本政府が無償資金で行っている国道 1 号線の「無償区間」と呼ばれる地域の影響住民も対象になっている。

柱となっているのは、ADB のレターを見ると十数パーセント程度だが、職業訓練によって移転住民の

収入向上を図るものである。これはすでに ADB 側も把握しているように、63 世帯は補償が少なかったということが理由の 1 つになって債務問題を抱えている。63 世帯で 4 万ドルの借金を抱えている。返せる人もいれば、膨らんでいる人もいるという状況である。この人たちについては、財務省と個別に議論しているが、現地の NGO 住民、我々も債務については無償資金で解決すべきではと考えている。私の理解では財務省と個別に話をした時も、債務問題は解決するという点については大きく認識に隔たりはなかったと感じるが、日本政府としてはそのために貧困削減基金を使うことには賛成できない、納税者に対する説明ができない、従ってその部分はカンボジア政府によってなされるべきだろうという意見だと理解している。

カンボジア政府が債務問題を解決すれば貧困削減基金による生計向上・生計安定化プログラムを日本としては積極的に支援するという立場と我々は理解している。そうした理解を持ちながら、私たちはカンボジアで ADB の現地ミッションの担当者とも話をし、その席にカンボジアの NGO だけでなくメコン・ウォッチのスタッフの土井も参加している。しかし、そこでは無償資金の可能性については全く言及されなかった。そして、ADB から書簡が来たが、書簡を頂く前に東京でアジュン・タパン局長と財務省の計らいで会う機会があった。アジュン・タパン局長とお話して我々の要望を伝えた。それを受けて ADB として何らかの検討をということだった。しかし、書簡を見る限り 2008 年 9 月に ADB がメコン・ウォッチに返答したレターを添付した上で、その時となら変わらないという答えを ADB からもらっている。すなわち、11 月に財務省とお話させて頂き ADB の局長ともお話させて頂いたが、そのことについては関係ない 9 月のレターが添付され、そのときのままであるというのが現在の ADB の回答であるということだった。ADB のウェブサイトを見ると、1 月 26 日の理事会での承認が予定されていると理解している。しかし、63 世帯の住民の状況をモニターしていくと、現状では債務の利払いの支払いがやっとならぬという人々がほとんどである。従って、このことについては早急に、既に事業が始まって 10 年以上も経っているので、解決すべきだと考えている。

その上で 4 つ質問があるのだが、1 つ目はこの 63 世帯の債務問題を無償によって解決するという点、無償の資金源がどこになるかは置いたとして、これについては財務省の意向と ADB の事務局の対応に違いを感じるのだが、改めて財務省の認識或いはこの点に対する考え方をお聞きしたい。

2 点目は 現在この 63 世帯の債務問題の解決策を ADB は必ずしも明確にしていないという状況にある。そういう中で、この貧困削減基金からの供与を承認してしまうと、なし崩し的に債務問題は棚上げになったままこのプログラムが動き始めることになる。この点の財務省の見解を伺いたい。

3 点目は我々もカンボジアの NGO を通じて 63 世帯の住民のその後について把握に努めているが、生計状況は厳しさを増す世帯が多い。こうした状況において、例えばカンボジア政府がどうしても YES と言わないのであれば、貧困削減基金の一部分を住民救済のための無償資金として活用できないのか、この点についての見解を伺いたい。

4 点目は、これまでの議論で、ADB とカンボジア政府による移転の失敗を日本の税金によって賄うのはいかがかという意見を財務省から伺っている。こうした無償のお金によって、そうした移転の失敗による債務を救済できないという理由は何か。税金を投じるわけにはいかないということの理由、私は場合

によっては出しても良いのではと思うが、それでは納税者に対して説明がつかないという理由をもう少し説明して頂きたい。以上4点である。

MoF 渡辺：

本件債務問題について、無償の供与による解決という点について、ご指摘あった通り ADB 側の回答としては Grant による借金の帳消しで本問題の Sustainable な解決にならないのではないかと、その中で ADB としては低利でのマイクロ融資を受けつつ職業訓練などにより生業に就けるようにするような解決が持続的なのではとしている。一方で、私の理解だと、これまでの協議会で財務省として申し上げているところは、無償でなければいけないとか、無償がだめだとか、低利融資しなければいけないということではなくて、この債務問題がどうすれば本質的に解決するかを議論・協議を続けていく必要があるということと理解している。

また JFPR を活用した本問題への解決についての指摘については、これまでの議論の中でも財務省として主張しているところは、本来であればカンボジア政府がまず対応すべき問題であってそこに対して ADB から働きかけていくべきだということ。仮に今回提案されている JFPR が、カンボジア政府が対応すべき補償問題を実質的に内容の提案であれば松本さんのご指摘通り本来の JFPR の使用目的に沿わないので日本政府としては安易に認めることは難しいと議論してきた。一方で私どもと ADB との間ではこういった議論があるということはこれまでも共有してきているので、では今の提案内容のままの JFPR に代わるような解決方法がないのか協議しているところで、現時点では残念ながら具体的な代替案は出ていない状況である。

松本：

無償・低利・無償の如何に問わず本質的な問題解決はもっともな話だが、一方で新たな開発プログラムを入れることは新たなリスクを背負うことになると思う。つまり、1つの事業で貧困化をしたと言っている住民達がいて Accountability Mechanism でそれを訴えている。その人たちに対して新たに Micro credit などのある程度リスクを伴うものについてそれが導入されて住民達が資金を活用しきれない場合がある。これは私自身も現場で活動してきたが、Micro Credit ならうまくいくということは全くあり得ない。そういうことを考えた時に、私として不安・心配があるのは第一にそれによって 63 世帯が新たに借金に見舞われる可能性があり、そうなるともともと国道 1 号線の問題であったものがこの生計改革プログラムの問題になる可能性も十分にあると考える。私は第一に国道 1 号線で起きた問題については、それはそれとして解決しておくのが先決だと考える。国道 1 号線沿いに住んでいる人たちの生計を向上させることは貧困削減基金の目的に合致しているが、一方で前にあったプロジェクトによって害を受けたと言っている人たちの害の部分については、それはそれで一旦清算する方法を考えた方が良く考える。それが、我々からすれば、無償によって一旦債務を帳消しになった状態であれば、それ以上は日本政府の責任ということはないと思うので、その後 JFPR 内で新たな生計の向上の為の策をすることは独立したプロジェクトとして考えられる。一方でマイナスに振られている人達がいる中で新しい事業をそこに導入することはリスクを伴うと私は考える。

2 点目は、現行の計画では 63 世帯だけが対象でないということである。恐らく 63 世帯だけのためのプログラムを貧困削減基金で立ち上げるのは難しいと思うが、そうなるに沿線に住んでいる何万人という

人達が受益者となる可能性がある。これはカンボジアにマネージメントが委ねられることになるが、少なくとも私の経験からは、いろいろな利害関係が入ってきて本来救済し底上げすべき 63 世帯ではない人たちが 4 万ドルの何十倍何百倍というお金を元手に優先的に使っていくことも十分にあり得ることである。ADB と話をすれば、具体的にどういうふうにこの基金を活用するという問題であるから、基金からの拠出を認めたとえでどう運用するかという議論にもっていけば良い、という話もあるが、私は 63 世帯の抱えている債務問題を一旦解決した上で次に進んでいけるのではないかと考えている。

今、渡辺さんがおっしゃった中で一番聞きたいのは、ADB と財務省が代替案に向けて協議していると言っていたポイントで、どの部分で今の ADB 案では財務省としては不十分であり、どういう部分を盛り込むように求めているか、もう少し ADB と財務省ですり合わせなければいけないポイントを具体的に教えて頂ければ理解が進むと考える。

MoF 渡辺：

まずはカンボジア政府からの対応によって本質的な問題が解決された上で貧困削減のための生計向上のプログラムが必要ということであれば、ADB が検討しているようなプロジェクトについて検討することが、松本さんがおっしゃって頂いた主旨に沿った解決方法になると思う。ただ私の認識だと、今あがっている JFPR のプロジェクト内容がそのような主旨に合致しているかというところと恐らくそういう形には必ずしもなっていない。松本さんから、今の提案のままプロジェクトを進めたところで救済されるべき内容が本当に解決されるか疑問という指摘がなされている。この状態でその提案で行こうと言ったところで、皆が持っている問題意識が解決されるかと言われるとそこは疑問。

松本：

その場合に ADB と我々が直接話をする限りにおいて、ADB が言っているのは、日本政府がうんと言わないのであれば別の小規模な資金でやるしかない、要するに別の資金で同じようなことをしようとする動きが実はレジデントミッションの議論の中ではある。そういう時に、私として日本政府はこの問題に対して後ろ向きな訳ではないし、我々が議論して思っているのは真剣に取り組んで頂いている中で、逆にこちら側から出す要求のハードルが高すぎるがために、住民にとってあまりよい結果にならないというのも困ると正直思っている。そこが 3 番目の質問である。

とは言っても、それがどうしても進まない場合に JFPR から債務救済のための、前のプロジェクトで起きた事後始末的な資金になってしまうかもしれないが、そういうものを JFPR のほんの一部分から出すのは不可能なのかである。4 万ドルだからカンボジア政府が出せるだろうという意見もある一方、4 万ドルだから JFPR から出せないこともないだろうということもある。これはモラルハザードの問題等含んでくると思うが、この辺について率直にどのように考えているのか。我々は住民との対話をしている分、最終的には JFPR に一部分を使ってでも救済できないものなのだろうかかと心情的には思ってしまう。その点についてはいかがか。質問 3 の可能性、そしてないのであれば質問 4 の理由を教えてください。

MoF 渡辺：

我々の立場としては、4 万ドルというそれ程大きくない規模であれば含めてもよいということはあるかな

か申し上げられない。金額の多寡ではなく、限られた資金を使い本当にそれを使ってやるべきかどうかが我々の判断するポイントだと思っている。どういった内容があるか分からないが、松本さんから指摘があった JFPR 以外で何か ADB が対応できないのかは我々も議論しているところであり、冒頭申し上げた通り本来カンボジア政府が対応すべき問題に安易に日本の資金による制度を使うという判断はなかなかできない。本当にそれ以外に何か対応できないかを議論していく必要があり、まだそういう段階にあるので、金額が少ないから一部に入れるという判断はできない。

松本：

これは ADB の TA とか何か別のスキームでの可能性、カンボジア政府の資金以外での可能性はあるのか。

MoF 渡辺：

ADB に確認した内容ではないが、TA だとあくまで技術支援なので指摘にあるような職業訓練などを進める可能性はあると思うが、債務がすぐなくなるということではないだろう。

MoF 土井：

無償資金と言っているが、JFPR も基本的に無償資金なのでそれをどう使うかという話だと思う。基本的に無償のお金の使い方として、恐らく各国のドナーも地元住民にキャッシュをばら撒くというような支援をやることはあまりないのではないかと思う。それも特にカンボジア政府も同意していない中で、補償する、しないということに関わってそこに限定して支援するということになる、相手国政府が認めていない補償を日本政府が日本の税金でやるということになり、多くの納税者の理解は得られないのではないかと考えており、そう言うことからすると JFPR のプロジェクトとしてはできないだろうと考える。

もう一步下がって考えても、無償で債務問題に蹴りをつければこの問題が本当に解決するのかということも必ずしもそうでないのではないかと ADB は考えていることから、純粹にその人たちの救済だけを考えてもそれが答えになっていないかもしれないということである。なかなか名案がない中でずっと手を拱いていて良いのかという指摘もあると思うが、我々は JFPR を使って何かできないか積極的に相談にのってほしいと思っている。我々のお金が使われ 63 世帯を含むその地域の貧困削減が解決されるのであればそれはそれで良いと思う。要はどうやって本当に解決するという絵を描けるのかは、カンボジア政府と ADB で検討することであり、我々が当事者としてそこで何かやるというふうにはいかない、そういう Constraint はある。そういう中で、ADB の反応が鈍いということはあるのかもしれない。

その中で、JFPR で日本のお金を使うのであればちゃんとこういうふうにも考えてもらわないといけないと言っている。そのハードルが高いか低いかわからないのは難しい問題だとは思いますが、我々としては税金を預かってそれを使わせて頂いている観点からすると、一定の開発の観点から水準を確保しなければいけないと考えており、今のところそう言うことで ADB と話し合いをしている。早期解決を目指して何かちゃんと考えてくれというのは我々もこれから言い続けたいと思っている。必ずしも財務省が自分の問題として解決するものでもない、そこはどこまでやるのかという話はある。

松本：

私もかなり共通の意識はある。にっちもさっちも行かなかつたらどうするのかというところになりつつあるので、財務省としては呑み難いだろうという話も議論の遡上に挙げさせて頂いている。今の土井課長の話の中で開発哲学のようになってしまいが、無償と言うのは一体何かということについて、よく私も現場に行って疑問に思う。なんでトレーニングって無償で行うのだろう、何が違うのだろう、ということである。トレーニングは無償で良いという何か固定観念がある。それは何なのか。私たちが語学を習得するにはたくさん授業料を払うが、途上国のトレーニングは無償でやること、さらにちょっとしたお小遣いが付くというのが一応相場になっている。

そのことと、今の事業によって嵩んだ借金の救済を比べた時に、NGOが行っているモニタリングの報告を読んでいくと住民の人たちは借金があつてその利子返済があるから自分達のキャパシティを十分に使えないことは明らかである。非常に高利の利子、50%とかで借りざるを得ないので、その返済のために彼らは自分達の可能性を使わされてしまっている。それは無償では解決してあげられないが技術的な能力の欠如については無償資金協力によって担ってあげるのが常識になっていることについて、実際に開発哲学っぽい話になるのだが、私としてはちゃんと整理できてない。なので、私は実際に住民達が生計を自分達で向上させる Capacity をかなり失わされていると考えると、彼らが持っている Capability、アマルティアセンのことばを使えばそうなると思うが、それを高める意味ではこの借金を棒引きにするとしないまでも、ものすごい低利の元に借り換えができるとか何らかのことをすることは重要だし、それはモラルハザードとは違うのではないかと私自身は思う。

MoF 土井：

ここであまり議論するのはどうかと思うが、TA が 100%無償というわけでは必ずしもない。要は最近の ADB との話の流れからすると、TA を有償化していくという 1 つの流れもあるので、TA といっても職業訓練のようなものではなく国家レベルのノウハウの提供のようなものは対価を徴収しても良いのではないかという議論がある。必ずしも技術協力支援＝無償ということではなくなっているということがある。我々は、JFPR は無償だと言ったが事業資金として無償で出しているので、例えばそこで道 1 本引けばアクセスが画期的に良くなって生計の向上に役に立つということになれば小規模な道をそういうお金で引くことも可能である。ここでおっしゃっている無償は、特定の世帯に相手国政府が認めていない補償問題を解決するためにキャッシュを交付するということであり、それは一体何なのかということである。そういう形で個々人に現金を配ることは日本政府の開発のあり方として適切と言えるのか。それともカンボジアが行わなくてはいけないのだがカンボジア政府にお金がないのであれば、カンボジア政府の事業として行うがそのバックファイナンスは日本政府に要請してくる、或いは ADB を通じて最終的に日本に支援を要請するのであれば、受け入れるかどうかは別にして、それはそれで日本は考える方策があるのかもしれない。しかし、それが何もない中で日本政府として貧困救済プロジェクトとして 63 世帯にお金を配るとするのは私としてはとり得ないと思う。

### NGO 側議題 3：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）

田辺：

この事業はネパールの西部のセティ側に 750MW のダムを建設してインドに電気を売電することでネパ

ールの収入を増やすプロジェクトである。ADBはこの事業に対して民間セクター融資・政治的リスク補償・公共セクター融資等を検討している段階である。本事業については、これまでの財務省の定期協議の中でも議論しているが、特に第39回の協議会でADBが入手している情報と現地NGOから入手している情報に大きな食い違いが見られた。我々としては昨年12月にネパールの現地に行ってそれらの点について再度現地調査を行った。

いくつか我々が見たポイントを書いたが、最初の点に関しては、現地の水没地の1つのデウラ村で事業者がコンサルテーションを開催したが、これまでの事業の経緯・経済的な利益に関する説明などに終始していて本来、ADBの政策要件となっている環境社会配慮影響についての説明が一切行われていなかった。また、既にEIAは事業者のウェブサイトで公開している段階にもかかわらず、EIAは作成中であるという説明が事業者からなされていた。

2点目として、水没地の被影響住民はEIAや移転計画書のネパール語版の公開を求めてきたが、事業者はネパール語版のSEIAを公開したのみで住民はEIAや移転計画書のネパール語版が公開されない限り協議には応じないとしている。

3点目として、水没地に設置された情報センターについて、特に前回の協議会でも情報の食い違いがあったが、情報センターそのものには道路から遠いところにあり行ってはいないが、複数の住民から聞き取りを行ったところ、モリバガというところの情報センターは住民により焼き討ちされ、タララの情報センターでは住民により鍵がかけられて封鎖されたと、住民は繰り返し述べていた。

4点目として、この事業ではネパールの山岳地帯にダムを作るが、そこから南に100Kmほど下ったところにタライ平原というところがあり、そこに移転住民の多くが移転することになっている。そのタライ平原の移転予定地では先住民族のタルー族が土地を地主から借りて農業労働者として働いている。この事業によって、西セティの方から住民が移転してくると彼らは職を失うのだが、ほとんどの人たちは説明を全く受けていないという段階だった。それからタルー族の民族団体のタルーウェルフェアソサエティカウシルの幹部からも聞き取りを行ったが、西セティからタライ平原への住民移転に対して反対すると表明している。

5点目として、タライ平原の移転地で、この土地でどういうことが問題になっているかと質問したところ、地下水のヒ素汚染の影響がかなり深刻化していて井戸の水を直截の飲むことはできず水道水を飲んでいるという話であった。このヒ素汚染の影響はEIAや住民移転計画では調査されていない。かつ、タライに移転する住民達にも説明されていないということであった。

質問の1点目は我々の得ている情報とADBが得ている情報と食い違いが見られる中で果たしてADB自身がきちんと現地で懸念を持っている住民達に聞いているのかというのが疑問に思っている。実際にどういうところを訪問してどういう住民達に聞いているのかということを教えて頂きたい。質問の2点目は、我々が見てきたこれらの問題に対してADBの事務局ではそのような現状認識を持っていて、その現状認識に対して財務省はどういうふうに考えているのか伺いたい。

MoF 渡辺：

質問の1点目の、ADB自身の過去の現地ミッションの時期・場所・聞き取り住民についてADBに確認したところ、これまでミッションを2回ほど実施した。1回目は2007年の8月にサイト付近のゴプカに訪問した。2回目は昨年7月に移転地を訪問していて、その際に被影響住民や土地の所有者とミーティングを実施した。

2点目の質問の、各問題に対するADBの現状認識につき確認したところ、1つ目のデウラでのコンサルテーションでの概要だが、ADBからプロジェクト会社に確認した内容だと思うが、今回の訪問については信頼醸成の為の初期段階のコンサルテーションと位置づけて行ったものであり、今後も正常な意思疎通が図れるよう努力を継続していきたいというのがプロジェクト会社の考えである。また、ADB自身としても事業者が正常なコンサルテーションを継続できるように支援していくという方針を示している。また指摘にあったEIAが現在作成中であるという説明があったという点だが、こちらはADBの担当者の個人的見解ということであるが、作成中と説明があったのはEIAではなく当時準備中であった移転計画書との混同ではないかと、これは発言者側なのか聞いた側の混同なのか定かではないが、ADB側の担当者はそういうことではないかと言っている。

2点目の、EIA・移転計画書のネパール語版の公開に関してだが、ADBの説明によると、EIAそのものは技術的に非常に細かく大量であることから地域住民に特に関係がある部分にフォーカスしてコンサルテーションを分かりやすくする目的でSummaryを作成しているということである。また、プロジェクト会社からこれまでに公開・配布されている資料として以下のものがあるという説明もあわせて受けている。1点目がEIAのSummary、2点目が貯水湖・下流域の移転計画書の補償に関するマトリックス、3点目が送電線の補償マトリックス、4点目がプロジェクトの概要を記したブックレット、それともう1点はプロジェクトの背景説明をした小冊子というものをネパール語で作成して公開あるいは配布をしているということである。また移転計画書については現在ネパール語への翻訳作業中であり、地域開発計画も合わせて翻訳されるということである。

3点目のご指摘にあった情報センターについては、Deshainと呼ばれるお祭りの期間中に高揚した一部の人々が暴徒化したという話もあるという情報をADBは得ているようで、詳細は定かではないが、後日プロジェクト会社に対して謝罪があったという話もADBは聞いている。また、タララの情報センターについては、封鎖されたわけではなく、看板が川に投げ捨てられてしまったということがADBの得ている情報ということである。

4点目は、タルー族への影響に関するところだが、ADBによると本プロジェクトにおける移転地における住民移転は生じないよう設計されているということであり、具体的には農地あるいは非居住私有地のみが移住者の為の家屋・農地として使用される目的で買収されるので、居住者の自発的な申し出がない限りは居住地が土地買収の対象になることはないということである。従ってタルー族の農民が本件の移転計画によって立ち退きを求められるということはないはずである。ただし、土地所有者が自らの居住地を売却し他の地域に移住することを望む場合はその土地所有者の下で雇用されていた労働者に影響がでることはあり得るかもしれないということである。いずれにしても、影響を被る小作農の方、季節農業労働者の方などに対しては職業訓練プログラムなどが提供され、またプロジェクトの実施に伴って

可能な限り優先的に雇用が提供されるということである。一部の TWC メンバーの方々が移転計画に反対しているという点だが、ADB の認識としてはタルー族は移転の対象にはならないという認識であり、いずれにしても建設的な議論が行われることを期待している。

最後の点で、地下水のヒ素汚染の影響については ADB によると、プロジェクト会社により移転地におけるヒ素汚染の実態調査が行われることになっており、安全な飲料水が確保されるよう措置が採られるようである。ADB としてもこの点に関してプロジェクト会社に働きかけている。

先程田辺さんから指摘があったように、今回に限らずこれまでの議論も含めて事実認識について若干すれ違いがあるということで、ADB からは是非 JACSES と一緒に現地に行き、現地の方々と話し合いを持つことを提案させて頂いていると聞いている。日本政府としてもこういった問題にこれからも引き続き注視していく所存であり、今後の理事会に関してはこういった問題がしっかり解決されることを前提にしていくというのが我々の考えである。

田辺：

まず質問の 1 だが、傳田さんとも話したが、第 1 回目のミッションのゴプカは、発電所側のところであり、ダムに水没して移転する人たちのエリアではない。ADB が水没するエリアに行っていないということだ。是非 ADB には水没地に行って頂きたい。昨年 11 月に出された新しい移転計画書の改訂版でもデウラの人とはコミュニケーションできていないということが書かれているので、そこはきちんと押さえて頂きたい。

私と一緒にという話だったのだが、2・3 日滞在した程度なので私も現地の住民に完全に信頼されているというわけではなく、仮に私が ADB と一緒に行った場合に、私がプロジェクト側の人間ではないかというふうに思われてしまうということもあるので慎重に検討したい。

コンサルテーションに関しては事業者がビデオを撮っているし我々もビデオを撮っているので、もし内容に疑問点がある場合は ADB から事業者に問い合わせるビデオを入手して頂きたい。初期段階と言いつつも私たちが話を聞いたところ、3 月までには融資決定をするかもしれないという最終段階であると認識しているので、仮に最初のコンサルテーションだとしてもそういった環境社会影響を全く話さないというのはおかしい。移転に関する懸念が主なことなので、そこはきちんと説明する必要があると考える。

情報センターの件だが、基本的に私たちが直接この情報センターを破壊したという方々に聞いたのだが、謝罪をしたという話も一切聞いておらず、私たちが得た印象とも大分かけ離れているので、ADB の方々に直接現地に行つてこの件に関して話を聞いて頂きたい。

それからタライ平原の移転地に関してだが、地主とそこで働いている農業労働者がいて、仮に地主が土地を売却した場合、その農地で働くのは西セティから移転してきた人になり、農業労働者として働いているタルー族の人たちは職を失うことになる。住民移転計画書では、どれくらいの農業労働者が実際に職を失うかは調べられていない。仮に立ち退きではないが職を失うということであればトレーニング

を提供するという話だったが、その実態は調査していないというのが現状なのではと考えている。きちんと調査してからやって頂かないと大変なことになるのではと考える。

ということで、事業者が現地のコンサルテーションで説明したところでは3月にもADBからお金を得て事業を開始したいということだったが、やはり現地の状況を見ても相当な時間が必要なのではと思っている。引き続き議論していきたいと思っている。3月末というのは、理事会に関してその後何か情報はないか。

MoF 渡辺：

特にはない。

古沢：

前回にも情報があったと思うが、プロジェクトの規模と移転の人数と場所の問題など詳しい情報の検討が必要ではないか。詳細を忘れてしまったが、今はグーグルアースなどでいろいろな地理情報や状況が手に入る。このプロジェクトの細かいデータの中身をチェックはしていないが、トライ平原への移転問題だけに関しても、どのくらいの移転効果が土地の利用に関して起きそうか。先ほどの話を聞くと居住地には行かないと言っていたが、そこでは実際に土地が利用されていて、そこに借地であろうが影響は出てくる。借地であった場合、それは地主の居住ではなく借家になるわけだから、土地を所有者が売るならばそこから離れなければならないことになる。どのくらいの影響の規模が予想されるかということについて、少なくともこういった地域は全部土地所有・土地利用の形がはまり込んでいるところに入っていくことになる。全く新しい新天地に開墾するのであれば別だが、ある程度土地利用のある部分の中での移転の場合だと、大体の影響範囲と土地利用関係を見れば影響力をある程度想像できる。その辺はどうか。かなり検討されたのか。

MoF 渡辺：

明確な答えができるデータが手元にないが、先程田辺さんから指摘があったその他の点を含めて、例えばコンサルテーションで具体的にどういったやり取りがあるかは、もしビデオがあればADBも確認できるだろう。情報センターがある場所や水没地にADBと一緒にいこうと提案しているが、訪問する際にそういったところを含めるかどうか、移転の影響についてもこれまでどういった調査を行ったのか、その他の点を含めて、もう少し詳細を含めてすべてADB側に指摘するつもりである。

個人的見解になるが、ADB側が言っている現在の移転地である土地所有者の方が希望すればという要素があるので、どのくらいの希望があるのかは事前に調査できると思うが、現時点でDefinitiveな数字が出てくるかという、そこはなかなか難しい点はあるかと思う。ただ予側調査などは可能だと思うので、そういったところを含めてADB側には指摘しようと思う。

#### NGO側議題4：ラオス・ナムトゥンIIダム事業について（WB・ADB）

東：

タイへの発電を目的として今年末の操業に向けて工事が行われている。メコン・ウォッチは昨年3回現

地を訪問し、前々回の定期協議の時に議題を提出した。そのなかで、例えば移転住民に対する生計回復プログラムがうまくいっていないこと、水没予定地でバイオマスの削除が適切に行われなかったことで水質の悪化が懸念されていること、生計回復プログラムがうまくいっていない中で食糧支援が打ち切られるのではないかと不安を抱えていることを指摘した。食糧支援については、後でもお話しするが、実際に10月末に打ち切られた。

それに対して、本案件を支援してきた世銀・ADBがどう対応するのかについて質問状を10月末に送付したが、初めに11月に世銀・ADBから頂いた回答は、プロジェクトの社会環境配慮は、ラオス政府とナムトゥンII電力会社が行うのでそちらに問い合わせたいという内容だった。その後、東京で財務省の計らいでメコン・ウォッチの松本がADB東南アジア局長と会ったときにもこの件を取り上げた。本議題を提出した時には回答をもらっていなかったが1月8日付で回答を受けている。個々の点についてはADBに対して返答を用意したいし、財務省にもシェアしたいと思っている。全体としては質問した生計回復への道筋やそれに対してADB・世銀がどういう役割をしていくのかは回答の中には見えてきていないと考えている。

いくつか個々の点を指摘したいと思う。レターでは、生計回復プログラムの柱である換金作物の栽培について、現在に至るまでマーケットが見つからないという点を指摘した。ADBからの回答の中で時間がかかって当然だということだったが、我々の懸念としてはパイロットプロジェクトが2002年に始まってもう8年以上経過しているのに、未だにマーケットが見つからず、住民の不安は払拭されていない。そういった中で換金作物栽培は依然として1つのオプションとして継続するが、住民が今補償農地で始めている焼畑によるコメの栽培も1つのオプションとして認めていると書かれていた。しかし、補償農地とはわずか一世帯当たり0.66ヘクタールで、ここで焼畑によってコメを作るのは非持続的で、すぐに土地が劣化してしまうのは明らかである。9月にADBと会合させて頂いた時にも他の生計手段でコメを買えるようにしていく必要があると言っていたのだが、ここでは1つのオプションとして認めていると言っている。ここで1つ強調しておきたいのは村人がなぜここでコメを作っているかということ、商品作物を作ってもマーケットが見つからない、そして最初に約束されていた棚田を作るとか灌漑をするというなかなか容易に行われなかったという現状で、フードセキュリティのために村人も0.66ヘクタールの土地でコメを作るのは非常に厳しいと分かっているにもかかわらず補償農地でコメを作らざるを得ないということだ。それに対して、今後、(補償農地でのコメ作りが行き詰ったときに)村人がコメ作りをやりたいと言ってやったというような言い訳は許されないと思う。これに対して新たな生計回復手段を提供することがもちろん実施者であるラオス政府と企業の責任であるし、それは支援してきたADB・世銀としても対応をとるようになっていく必要があると思っている。

そういった中で非常に大きな問題は10月末に移転住民に対するコメの支援が打ち切られていることだ。これまでの会合やADB・世銀の回答の中でも弱者に対してはコメの支援を継続していくということだった。しかし、12月に現地を訪問した時には、ひとつの例だが訪問したナカイ村では94世帯のうち障害者とお年寄りのわずか2世帯以外はコメの支援は打ち切られている。打ち切られた中には、例えば2か月分のコメしか取れず換金作物栽培でも家畜の飼育でも生計回復の見込みが立っていない世帯も含まれている。

もう1つは、12月に現地を訪問してきた時に新たに見えてきた問題として、これからダムの水が放流される下流でもインタビューの中でこれまで企業が約束してきた堤防を作るだとか、今後川岸の野菜畑が使えなくなったり漁業に影響がある代わりに養魚地を作ったり新たに農地を建設するという計画があったにも関わらず、今はそういった計画がなくなってしまっている。それに対して住民は企業に対する不信感や不安を抱えている。約束が守られず補償が行われないことや緩和策が行われないことは（これまでも）ラオスで起きてきたことで、だからこそこういったプロジェクトに対してメコン・ウォッチを含めて多くのNGOが世銀・ADBが融資することに反対してきたわけだし、日本政府が当時このプロジェクトを世銀・ADBが支援することに同意したのも、日本政府としてはこういったCapacityの低い国できちんと環境社会配慮を行うようなプロジェクトを支援することが国際機関の使命であるという認識があったからだと理解している。

そこで、本日質問させて頂きたいのは生計回復プログラムがうまくいっていないとか弱者に届けられるはずの食糧支援が打ち切られているという具体的な問題が起きている中で、これまでの回答でも世銀・ADBのレターの中でも基本的に世銀・ADBのスタンスとしては今はあくまでも社会環境配慮策の実施者はラオス政府と企業であって直接の情報提供だとか問題解決については政府・企業が対応すべき、あくまでも世銀・ADBはそれを支援していく立場だというスタンスをとっていると思う。本案件に対して世銀・ADBがきちんと社会環境配慮を行うという前提で支援してきた日本政府としてはどのように考えているのか、具体的な問題解決に向けて世銀・ADBがもっと積極的に役割を果たすべきだと我々は考えるが、それに対する見解を伺いたい。

MoF 渡辺：

まず指摘にあった通り、1月8日付でADBから回答されているという認識である。こちらにも写しがある。食糧支援が打ち切られたと指摘事項にあったが、ADBに確認したところフードエイドについては昨年の10月で終了した一方、vulnerableと判断された住民に対しては実際の需要に基づいて引き続きフードエイドは実施されていると聞いている。あと、ナカイという地域についても最近のNTPCの調査によると住民の半数がIncomeターゲットを達成し、残りの住民の多くもそれに近い状況にあるということもADBから聞いている。本件のADBの関与の仕方についての考え方だが、これまでも言ってきたと思うが、それぞれの機関のガイドラインがあるので、それに従った運用がなされるべきというのが我々の見解でありその点について注視していきたい。

MoF 三浦：

新しい情報としては、世界銀行は現在、今月末を目途にナムトゥンIIについてのモニタリングレポート、一番新しいものだと昨年7月に出ているもののアップデートだが、これを行ってウェブサイトに掲載するという情報がある。それから、フードエイドについてはrice and protein supplementについては脆弱層や貧困層に対して継続される予定である。我々も注視していきたいと思う。

東：

いくつか議論したい点があるが、1つはフードエイドについて確かに脆弱層に対しては引き続き行うことはこれまで世銀・ADB、それから企業も言っていた。しかし、12月に我々が現地を訪問した際に、もちろん全世帯にインタビューしたわけではなく個別な事例ではあるが、例えば夫を亡くし家畜もおら

ず、貯水池で漁業をしているがボートは支給されてもエンジンを買うお金がないので漁ができるところも限られているという女性の話を聞いた。補償地で作ったコメは11月くらいに収穫があったが恐らく2ヶ月くらいでなくなってしまうだろう。今まではそういった間に筍を採って売ることができたが、そういったことも水没によってチャンスが減っている。そういった世帯でもフードエイドは打ち切られてしまっている。

非常に難しいのは脆弱者をどう定義するのだが、例えば9月に我々が移転地を訪問してナカイ郡の移転管理ユニットで話を聞いたときに、ラオス人の代表者はいつまでもコメの支援をするのは持続的ではないし、確かに脆弱層には続けるが村人が怠け者かどうかを判断しなくてはいけない、それで怠け者には支援しないと断っていた。そうすると、援助を打ち切られたということは、12月に話を聞いた家庭は怠け者だと判断されたということなのか。ラオスの中で特に企業だとかラオス政府の担当者が現地でフードエイドを誰に出すか判断していると思うが、そこで脆弱層を判断することは難しいし、実際に我々が話を聞いたのは数事例だったが、他にも抜け落ちてしまっている脆弱層はいると考えている。また、ナカイの住民の半数がIncomeターゲットを達成していることについて、もう少し詳しい情報を世銀・ADB、や企業に求めたいと思っているが、1つは貯水池で放牧していた水牛や牛は移転地に伴って他に放牧地がないので多くの方は売却している。それによって、かなり収入があったことは確かだと思うが、それが持続的な生計回復に繋がるかはもう少し注意深く検討していく必要があると思う。

世銀のアップデートの情報は内容を確認して何か指摘する点があれば連絡する。

木口：

こちらとしてもこの問題を継続して注視して頂きたいと思っているが、今まで世銀・ADBから頂いた回答を見ているとあまり積極的な話はなく非常に失望している。監督している財務省としてどのように具体的に世銀・ADBに対して働きかけをしているか、具体的に今後どのようにきちんとした回答を得られるかを考えているかを伺いたい。1つご理解頂きたいのは、この地域の住民の方たちはたくさん生業をやることで1つ1つの生業が失敗してもリスクが集中しないような形で、1つの農業や牧畜、漁業に集中して生活を組み立てることをせずにいろいろなことをしている。そのうち1つでも欠けると必ず問題が出てしまうという形で暮らしているのです、このプログラムで商品作物を栽培してコメを買うことは非常に重要だが、これがうまくいかなかったときに乗り遅れる方がたくさん出ることを念頭においてご意見を伺いたい。

MoF 渡辺：

世銀・ADBに対する私たちの働きかけについては、これまでもそうだと思うがこういった場で頂く意見をまず伝えることと、伝えた後も我々としてもそれがどうなったかは責任を持って見ていきたい。例えば世銀・ADBから脆弱層には支援しているとの回答がある一方、実際に現地で見られて脆弱層という定義が難しいながらもそこに抜け落ちが多いのではという問題の指摘があったので、こういった定義をしているのか、安易な定義をしていないか、あるいは厳格すぎる定義をしていないかを具体的に世銀・ADB側に伝えていくことが我々の役割だと認識している。Incomeターゲットの達成についても我々は達成したと聞いているが、詳細情報を求めることでそういったところをフォローしていくつもりである。

古沢：

脆弱層、フードエイドが継続している人は何%なのか具体的な数字は聞いているか。

MoF 渡辺：

現時点では聞いていない。

古沢：

そこは数字が大事なので、言っていると聞いただけでは中身は分からないので、何をどのくらいどう行っているかが出ていないと判断できない。やっぱりそこはちゃんと押さえてほしい。

松本：

木口がこのような質問をした背景には、二人が現地に行って世銀の第一線の現場に一番近いところで仕事をしている人たちと話をすると、本音が出てくるからである。ラオスで生計回復など無理だという本音に彼女らが接する。ここではかなり原則に基づいたお互いが理解し合える議論をしているはずなのに、一番現場に近いところに行くと最も開きが実感できてしまうのである。私もラオスで4年過ごしたが、元々ナムトゥン II は無理だと、ナムトゥン II そのものが電力を発電することはできると思うが、移転する人たちの生計を維持し続けるのは相当困難があると、ナカイ高原で活動していたので実感として常に思っていた。それは世界銀行の職員でもあのナカイに足を踏み入れ通訳付きであれナカイの人たちと話をすれば、この人たちが失った生計を取り戻すことは無理だし、いくら **Income generation** だといつても、そんなにうまくいかないだろうことは薄々感じているからこそ、現場に行くとそういう本音が見え隠れする、というかはっきりと言われている。そういうところから、今のような「どう伝えられているのか」という質問に繋がったと私は思う。

ではどうすれば良いのかは私が持っているわけではなく、ただ実際に我々も現場に足を踏み入れ、かつここでもこういう議論をしている者として常に苦しみにある。財務省は常に前向きにあるいはい何か問題解決に向けて前向きな発言をして頂いているし、そのために世銀・ADB に問うている。そのことそのものは我々としては東京ベースでやれる最大限のことだと思うが、ADB にしてみれば最大のドナー国、世銀にしても第2番目のドナー国がそういうふうに言っているのに、どうして現場でああいう答えが返ってくるのか率直な悩みを持っている。だからこそ、我々はあえてもう1度ここに話を持ってくるのだが、そこからどのように財務省として世銀・ADB に伝え、財務省自身がその実効性についてどのように考えているかだと思う。恐らく我々からのフィードバックがあれば、実効性が足りないのかとか、結構これは効力があつたのかということを感じているのかもしれない。そういうところに現場に足を運ぶ者として忸怩たる思いがあるところからの質問であると理解して頂きたい。お答え頂ければ参考になるし、お答え頂けなくてもそういうことが現場では起きていることを事実の一端としてご理解頂きたい。

MoF 土井：

ご指摘については私どもも留意してそういう話があることも認識しながら事にあたりたいと思う。かと言って我々から世銀・ADB に担当者はこんなことを言っているのかと言うと恐らくそんなはずはないとなるだろう。

そこはどのようにするのかといっても、こうしたらうまくいくという答えがすぐ出てくる世界ではないが、ラオスのキャパの問題や現地の経済の状況からしてそもそも難しい課題である状態は事実だと思うし、解決に時間がかかるというか、なかなかうまく行くと言える段階まで来ていない。我々でできることは、私どもは現場の状況を皆さんより分かっていないので、逆に言えば前にも1度言ったが、こういう現場の状況はむしろ皆さんから頂いた情報を元に世銀・ADBに話すので、こういう問題があるのであれば私たちもちゃんと自分達のガイドラインに基づいた形でできているかをちゃんと行ってくれということを行っているわけである。そこを、地道な話だが言い続けるしかないというのが原点だと思う。

その中で、具体的な提言あるいは問題点の指摘があれば、それはそれで一步一步こういう機会でもらえて問い正していつて解決するところは解決することなのである。このNGO協議会で議論するだけでなく、これは恐らくいろいろな所で各国のNGOがこういう問題を指摘し続けているだろうから、様々なフォーラムで議論され続けて、なかなか解決に向いていかないということで難しい問題だと思うが、だからといって諦めることなく継続的に取り組み続けることに尽きると思う。

世銀・ADBの担当者が現場でどう言ったかは私もよく分からないが、彼らも難しい問題というのは本音では言っているが、多分やらないと言っているわけではないのだと思う。とは言いながらも、何故できていないかと問い詰められればそんな簡単ではないということかと思う。私もこの問題に関係するようになってから、そんなに簡単ではないとすぐにわかるし、生計回復手段としてここで何をするか、良い知恵がすぐ出てくるか、ということと必ずしもそうではないところはあるが、その中でできることをどうやっていくかということだと思う。

それでは財務省に個別に良い知恵があるのかということ、何か考えているうちに出てくるかもしれないが、具体的な話で今これとこれで我々はやりたいと思っているということは正直に言っていない。このことについて皆さんや世銀・ADBの現場にいる人に比べて良い知恵が出る自信がないものだから、そこは問題点の指摘やアドバイスを頂いて理事会ないし理事会ではなくても非公式の場でもスタッフと意見交換する中で少しでも前進を図りたいと思っている。だから関係者が東京に来たときには、みなさんと直接、我々を通してだけやるのではなく、直接みなさんの生の声を聞いてもらうような機会を今後も作っていきたい。

松本：

しかし、現実的にはADBのペーパーの中にも、NTPCと直接話してほしいとか、ラオス政府に直接話してほしいとか書かれている。気持ちは分かるが、我々が直接見たものを話すことが持っている力を考慮し、また日本の財務省がかなり真剣にADB・世銀に対して「これは自分たちの責任だ」「理事会として当然これを見なくてははいけない」「Boardで通したのだからこれはNTPCやラオス政府に丸投げして良いわけではなく、我々がちゃんとできているかどうかを確認していかなければいけない」という姿勢で対応して頂くことが、もちろん我々もラオス政府やNTPCと議論はするが、それが有効に働くためにもこういう議論の中で財務省が考えられた問題点を、真剣に言っていないと疑っているわけではないが、かなり真剣にしかも厳しくADB・世銀に対して問い続けていくことが、我々にとっても議論のチャンネルが有効に当たることにも繋がる。そこはおざなりなことにならないように、かなり真剣にお金を出

した側としても事業をしている側も真剣になれる環境を継続的に作って頂くしかないかと思う。それはある点で有効だと私も思っている。こういうデータにはやや失望するし、企業とラオス政府と話をしろと言われると、みなさんはどう思っているのかと、お金を出した側としては現状についてどういう理解なのかとやはり聞きたくなる。是非、そういう点では立場ごとの判断を明らかにして、そこで果たせる力を使って頂きたいと強く思う。

MoF 土井：

我々もそういう方針で取り組みたいと思っている。ADB・世銀の関係者とみなさんとで話をする機会を設けるのは我々が取り組む代わりということではない。みなさんにお任せして我々は何もしないということではないし、そういうことで取り組んでいるわけではない。

## NGO 側議題 5： JBIC 新ガイドラインへの要望とサハリン II 石油・天然ガス開発事業について

渡辺：

1つの議題になっているが、実は2つ別のことがあって、私が質問の1点目を説明して、その後、松本さんから2点目を質問させて頂きたい。

1点目のモニタリングレポートの公開についてだが、11月にパブリックコメントが締め切られて今最終ドラフトをJBICが固めている段階だと思うが、改訂案として出ているものとして環境社会配慮に関わる情報公開の内容について現状のガイドラインからの進歩があった。プロジェクトの実施国で一般公開されている内容に関しては、JBIC自身がJBICのウェブサイトで公開するという事なので、情報公開に関しては一歩前進したと見られる。

一方でモニタリングはプロジェクト実施者だけでなくJBICも当然行って自ら調査しに行くこともあるが、これはプロジェクトによって異なる。JBICが行うモニタリング調査結果は改訂案に書かれているモニタリング結果には含まれない。つまりJBIC自身のモニタリング結果はどこにも公開されないということ。それに関してはNGOとしては是非とも公開して頂きたいという主旨である。

例として、サハリンIIの場合は、独立環境コンサルタントに委託しているが、お金を出しているのがサハリン・エナジー社という事業実施者で、事業実施者のモニタリングの結果は彼らのウェブサイトで公開されることになっている。ただ公開の頻度は、建設完工後は2年に1回になっている。一方で融資機関の現場視察は1年に1回なので、JBICも1年に1回は行くことになるかと理解している。JBICのモニタリング結果は公開しないので、これではJBICが1年に1回、折角行っているのに何をしているのか分からない状況である。プロジェクト実施者のモニタリングとJBICのモニタリングは責任主体として異なるのでJBICも実施者も結果を公開して頂きたいと考える。これまでもこういった場で、お金を出してからの融資機関のモニタリングの責任の重要性について確認していると思うが、お金を出したら出っぱなしではなく、さらに言えば、お金を出すことで環境社会影響をより良くするというレバレッジを効かせるためには、モニタリングの結果を積極的に公開し、(JBICの関与によって)そこからどういうふうにプロジェクトが良くなっていくかも見せて頂きたいと思う。私たちとしてJBICが出す時にどういったことを憂慮していたかを伝えていると思うが、そのプロジェクトの進行によってJBICの関

与によってどのように変わったか分からない状況なので、積極的に公開して頂きたい。

MoF 高見：

ただ今、JBIC の環境社会配慮ガイドラインに関する質問を頂いたが、本件についてガイドラインの改訂後のコンサルテーション会合でも議論があったところで、私も参加していたので承知している。我々の考え方を言えば、情報公開が大事ということをご指摘頂いている通りだと思う。それから、ガイドラインで情報公開をどう扱っていくかに関しても今回のガイドラインの改訂で先程発言の中にもあったように環境社会配慮に関する情報公開について相当前進していることは今おっしゃって頂いた通りだと思う。我々もそこは非常に評価している。

環境社会配慮の主体はプロジェクトの実施主体であり、彼らがきちんと情報公開するように JBIC として働きかける努力をすることは、今回新しいガイドラインの中にもはっきりと書いてあるし、当然情報公開と言ってもすべて情報公開できるわけではなく、商業上の秘密とか相手があるわけだから、我々も何もかにも情報を出せとまでは言えないが、できるだけ努力しろと、できる環境作りをということについては、その度ごとに言うし、皆さんの方でも働きかけていると思う。

実施中の案件についてモニタリングをしっかりと行わないといけないという議論もこういった場で行っているし、私たちがそうだと考えている。その結果について情報公開を出来るだけ行うべきだという点については、我々もそうだと思っている。ただ、先ほども言ったように、情報公開も全部出せということではなく、相手の商業上の秘密や利害があるので全て出せということは我々としても言うことはできないと思う。

今回の改訂では現地で公開されているものは是非とも JBIC としても公開することで綺麗に整理できているわけだが、では JBIC 自身が行ったものについて公開できるものとできないものがあるって、やはり相手方にいろいろあるし、たとえば何か問題が起こっているものについて、公開してやはり何か問題があるということで企業の経営などに影響が出るというケースを考えると、全部出せというところまで我々としても求めるのは難しいと考える。ただ、ガイドラインにはそういう形で全部出せとは書けないと思うが、個別案件についても情報公開があった場合には、きちんと法令の下で対応すべきであると考えている。

渡辺：

ご回答の中で、商業上の秘密があるからすべては公開できないが、JBIC や実施者に公開を促すことは今回明確にされて、それはすばらしいことだと思うが、一方で JBIC が行うモニタリングに関してもやはり同じように商業上の秘密があるのではという説明だったが、そういったところを省いて JBIC が行ったところは公開できると受け取ってしまうが、その辺について JBIC 自身のモニタリング公開できない障害となっているのが一体何なのか、その違いは実施者が行うものと同じだと思う。

そこがちょっと気になったのと、一義的に環境社会配慮の主体を実施主体が行うことは理解しているが、融資機関のレバレッジも JBIC 自身も財務省もずっと言ってきたことで、JBIC が関与することでプロジェクトが良くなることもあると言っているのだから、融資し続ける融資機関の責任としてどういうところ

が良くなっているか、それを確認している JBIC は何を確認しているかを一般に説明して頂くことは JBIC の責任としてあると考える。その点に関しては財務省としてどう考えているかという 2 点を知りたい。

MoF 高見：

JBIC が関与することで、環境社会の面で良くなっていることを積極的に説明すべきだと考えているのか。

渡辺：

JBIC が融資するサハリン II に関して言えば、JBIC が融資する前に環境社会配慮上問題があると指摘しており、その指摘は分かるが、それでも融資するという判断をされたのだから、その時どうして判断したかはサハリン II に関してはこういった 1 枚紙で出ていて、サハリン・エナジー社の環境社会配慮を JBIC がどのように確認したかを JBIC はウェブサイトで公開している。では融資判断をした時にこのように確認したというのを出しているのに、融資をし続けている間確認したことに関してはどうして出してもらえないのかと思う。私たちが懸念していたことを JBIC が入ったことで良くなったか、解決されたかを注視しているので JBIC として説明して頂きたい。

MoF 高見：

私の考えでは、ガイドライン自体は全ての案件を対象とするものなので、指摘を受けていない、そうではないものいろいろあって、それに対してガイドラインに書くかどうかは全てそれを一律で義務付けるかどうかという点でなかなか難しいことだと考える。指摘を受けているものについて説明責任を個別案件として果たしていないといけないことに関しては、おっしゃる通りと考える。それは情報公開でもし JBIC の中で文書等あるなら出せということについては適切に対応しようとするが、全ての案件を対象とするガイドラインに規定をつけるかということに関しては今の時点では規定することは考えられないと思う。ご理解頂けるか。

渡辺：

個別の案件によって対応を変えるということか。

MoF 高見：

必要があれば。

渡辺：

それはどうやって判断されると財務省は考えるか。

MoF 高見：

必要に応じてということで、ケース・バイ・ケースだと思う。

清水：

個別に判断すると言っていたが、私たちが昨年 JBIC とサハリン II に関する JBIC のモニタリング結果

の公開についての会合を持った。そのときに JBIC が何と言っていたかという、ガイドラインによるものなのでガイドラインでそういう規定がないのであればそれはサハリンについてもしないということだった。別に対応すると、柔軟におっしゃって頂いて非常にありがたいと思うが、一方で今のサハリンについても個別に FoE Japan が JBIC にこの案件についてどうなのかと聞けばそれは答えられる範囲で答えるとおっしゃっていた。

一方で、今まで私たちが 10 年間くらい取り組んでいるサンロケダムの問題についてずっと JBIC と会合を持っているが、恐らく年に 2 回くらい JBIC が現地ミッションに行っていると思うが、その中で具体的な情報が会合の中では出てこないわけである。口頭でざっくりとミッションの内容についてはお話し頂けるが、生計回復プログラムで豚 1 頭いくらかという細かい話を詰めていくにはペーパーを出して詰めていかないとお互いの溝は埋まらない部分が大いにある。なので、私たちも全部の事業で必要かというそれは分からないところもあるが、サンロケとサハリンという 2 つの事例を出したが、両方国際的にも国内的にも懸念が示され関心があった事業について個別に判断と言ったけれども、今のところ JBIC は判断していないように思う。そここのところも勘案して頂きつつ、本当に個別に判断して頂けるということであればサンロケとサハリンについて今後そのようにして頂きたいと思う。

田辺：

先程、法令に基づいてという話があったと思うが、いわゆる行政機関の情報公開法ということか。そういうことであれば、こういったケースにおいて問題になるのが非開示事由の中の相手国政府から開示しない条件で受け取った情報、というのが恐らくこういった場合に該当する。つまり、JBIC が現地に行ってモニタリングをする場合、基本的には開示しないという条件で行っている理解でいいか。そうしたら、法令に基づいて考えようという話になった場合、基本的にはここの公にしないという条件に全部引っかかって、逆に法令でどうこうという話になると個別具体的に検討することは難しいのではないか。

MoF 高見：

そこはなかなか判断が難しいと思う。JBIC が貸し手としてレバレッジを効かせる形で取れる情報がある一方で、公開を前提とすると情報を取りにくくなることもあり得る。仮に外部から指摘があるような問題について問題解決を図ろうとしている中で、JBIC もいつも説明していると思うが、中途半端な形でそれが表に出た場合に反って混乱して問題の解決が逆に複雑になるケースもあり得るということである。具体的にどんな事例があるか分からないが、そういったことを考えた場合にすべて出すと決めていく、あるいはそういう前提でモニタリングすることは今の時点では難しいと考える。

個別の案件について説明が足りないことに関しては、今までかなり長い間議論を JBIC にしていると思うし、財務省の間でもそういう話をさせて頂いていると思うが、今の時点でなお何か足りないという案件がある場合は、おっしゃって頂ければ我々からきちんと対応して欲しいという話をするつもりはある。だからといって、ガイドライン自体を今の時点で変えるべきだという結論にはならないと思う。

松本：

モニタリングは JBIC の異議申立ての中で対象になっている。つまり、JBIC 自身が何をモニタリングしているかを明らかにしない限り、JBIC は遵守しているか、していないか外から見て分からない仕組み

みになっている。そう言うことからいくと、自分達は遵守の段階で問題になったこういう点についてはこういう形でモニターして問題ないか把握していると、その出し方はともかく、少なくともモニタリングをガイドライン遵守に関係付けて公開することは必要だと思う。

例えば、ナムトゥン II の世銀・ADB の例で言うと、これは理事会マターとして半年に 1 回報告することを理事会が決めている。従って半年に 1 回レポートが出て、それを読むことによって我々が住民から聞いていることと違う話が載っていたとか、住民の意向がレポートに反映されていないということが指摘しやすくなる。従って出せない情報があることは十分承知した上で、少なくともモニタリングが遵守の一部になっていることはそれを満たしているかに関しては JBIC が情報公開しないわけにはいかないというのが私の意見である。

古沢：

JBIC 本体との話ではなく財務省の立場なので難しいところもあると思うが、先ほどから話を聞いている限りでは、原則公開であると聞こえた。ただ、中身に関しては事業者の利害があるので、全部公開するわけではないという話なのではないか。そうであれば、ここで言っている完成後のモニタリング関連のレポートを公開して欲しいと、中身に関してはいろいろあるが、そういうふうにするのがお立場の意見ではないかと思う。つまり、原則として公開することが重要なので、中身をどれだけ出せるのかはそちらで検討して下さいと言われた上で、この件に関しても 1 年ごとに公開するのが当然であるとアドバイスされる方が論理的には正しいのではと考える。

MoF 高見：

回答は難しいのだが、原則公開としたら例外は何かとなり、それはそれで時間をかけて検討しなくてはいけなくなってくると思う。今回、モニタリングに限らず、情報公開をどこまで充実させるかは相当いろいろな点について NGO のみなさんからも提言を頂いた上で検討してきたと考えている。相手側で公開していることは公開するという考え方自体は問題ない。公開の判断が難しいところについては、そこは考え方の違いになるかもしれないが、原則出すと書いて例外はどうするというで結局運用がうやむやになる、ということになると非常にみつももないと思うので、できないことを今の時点で書いて後で混乱しないほうが、今の時点で JBIC も我々も適切だという考え方である。

古沢：

情報を全て出せということがマネジメントとして難しいということは、プロフェッショナルであれば分かることである。だから、このプロセスの中でモニタリングを行った際に、この情報に関しては判断できないようなケースとして留保して出さざるを得ないものもあるだろう。けれども、一応はモニタリングを行ったという報告はするべきである。原則としては、情報公開をするのは当然だ、とアドバイスした方が良いのではないかと思う。

MoF 高見：

出さなくて良いと言っているわけではない。

村上：

個別案件として今回議題にあがっているサハリン II のモニタリングレポートを公開するべきだと思うか。

MoF 高見：

私は個別の話をする立場に無いので、答えは辞退させて頂きたい。

村上：

是非とも公開して頂きたい。先ほど渡辺さんがおっしゃったように JBIC がこの案件を融資するときに環境関連フォーラムであげられた意見等への対応が A4 で 1 枚の紙に出ている。その回答の多くは「世銀などの基準に沿って対応される」であるとか、あるいは「ロシアの承認を得て実施される」であるとか、また「行動計画に沿って行われる」など、枠組みは説明されているが、これらが実際どのように実施されるかは今後の事であり、この紙自体が回答になるということではないと思う。

実際にサハリン II は日本にも環境影響が大きいことで JBIC としてもフォーラムを開く形で取り組んできた案件である。そういったプロセスから見ても、プロジェクトの実施主体が外部のコンサルタントに依頼して行ったレビューで納得して下さいというのは、これまでフォーラムなどに参加された方に対する説明責任としては日本の JBIC として不十分なのではと思う。この案件では協調融資という形で EBRD など他の公的融資機関も検討しながら融資撤回した中で、日本の JBIC は、ガスの大半が日本に輸入されることもあり、融資実施した。唯一融資に踏み切った公的融資機関として、こういったレビューをして、こういった積極的な関わりをしているということを是非オープンにして欲しいと思う。フォーラムを何回も実施するのに相当な予算も人もかかっているわけであり、1 枚の紙で終わってしまうのではなく、融資したからには継続的に情報公開し、さらにそれを議論する場というのをしっかりと維持して頂きたいと思う。

MoF 高見：

私は JBIC の協調融資を担当しているわけではないので、ガイドラインを担当している立場として今の話は承る。個別の対応についても JBIC と話しをする機会にみなさんのおっしゃっていることは伝えるつもりである。

松本：

もう 1 つは権益取得で、コンサルテーションフォーラムでも指摘し、パブリックコメントも提出している。ビルマのイェタグン・ガス田に対する日本企業の権益積み増しを JBIC は融資した。この時カテゴリは C だった。この案件を巡ってアメリカ・イギリスの企業が撤退した。その理由は人権侵害にあったが、そういう事業に対して撤退した企業の摂取分を日本企業が獲得するための資金を JBIC が融資したことになる。ガイドライン上、追加設備投資を伴わない権益取得はカテゴリ C の例示に入っている。しかし、このプロジェクトの場合は明らかに事業そのものが操業中とは言えこれまで残してきた問題、あるいはそれがどのように対応されているか確認をすべき案件だったのではないかと、私は今でも思っている。

実際にそれだけではなくパブリックコンサルテーション会合でも、JBIC/NEXI は権益取得を外見的な

ところだけで判断していないと、ちゃんと審査をした上でCになったと発言していた。権益取得だからといってカテゴリCになるわけではないとJBIC/NEXIも説明している。だとすれば、例示に書いてあるレビューが普通のプロジェクトに比べて力も入りにくいから少なくともカテゴリCの例示にしておく理由が実務的にも実態的にも全くないと思う。従って、権益取得がカテゴリCの例示に残っているので、これは削除して権益取得についてはそういうプロジェクトのセクター・規模を踏まえてスクリーニングと環境レビューをするべきだと私は考える。この点に見解を伺いたい。

MoF 高見：

そういった設備投資に対する権益取得はカテゴリCの例示にしている。この例示について、今お話頂いたとおり、コンサルテーション会合でも議論に出てきた点であり、本件がカテゴリCになってくるかという話は回答する立場ではないが、お話頂いたとおり例示してあるからといってすべてカテゴリCだと結論付けているわけではない。環境に影響を及ぼしやすい特性、または影響を受けやすい地域に該当するものを除くとはっきり書いてあるから、そういったものに該当するのではないかをきちんと見た上で判断した結果Cになり、またそうではなくきちんと見た結果、例示に該当する場合であってもやはりCにならないケースもあることは当然だと思う。追加設備投資のない権益取得について環境への影響がないのが適切な証拠であり、それを影響がないことでCということの問題がないということである。実務上の今例示してあるから問題になっているということではないと、JBICは言っている。我々も今回改めてJBICに聞いたが、それはそうなのだろうと、例示はあえてはずすという必要までないのではないかというふうに我々も考える。

松本：

例示の意味は何なのか。

MoF 高見：

例示の意味は実務上効率化する部分もあると思うが、過去の例を見て追加設備投資のない今の状況のまま権益取得するもの、新たな環境負荷を招かないものはそういった可能性が彼らの経験的から高いと言っているわけなので、そういった点でここは例示として差し支えないということである。他の例を出して融資のユーザーに対して情報提供することがお互いの事務負担の軽減という意味で効果があるということである。

松本：

そこについて私は納得できないが、問題にしている案件はわずかであっても、ダムであろうと道路であろうと非常に大きな問題になっている。おおよその案件やセクターに実はそんなに大きな問題が起きていないと言われてしまえばそれまでである。少なくとも例えば権益取得でいうイエタグンの問題を私は問題だと思っている。これは議論をここではできないので、これが問題であるという共通認識は取れないけれど、権益取得の中でビルマという人権侵害の甚だしい国に対して1件あるわけである。しかも2002年10月の新ガイドライン制定後にある。そうやって見ると、もしそれが数少ない例外中の例外だと捉えられるのか、もしそういうふうに捉えられるのであれば大抵の道路案件、例えば外務省がやっている無償資金協力の国道1号線などは、数ある無償資金供与で本当に数少ない住民移転問題が起きた案件で、ではそんなものは無視して良いかという、できないはずである。

だから、今おっしゃったような理由、つまりおおよそこれまでの経験から C という例示をするというのはあまり合理性がないと思うし、C の例示に置くことは自動的に C になる。例えば人材育成であるとか面倒な手続きは省こうというように、おおよそ合意できるものについては確かに例示しておいて余分な手続きを排除することは大事だと思う。その方が行政コストは下がるが、権益取得は資源開発が多い。そういう意味では本来注視すべきものを削いでしまうことこそあれ、そこに権益取得を入れておくメリットはないと思う。

MoF 高見：

繰り返しになるが、例示をしているからと言って直ちに C というわけではない。私もガイドラインの解釈としては実務的にもそうではないと認識している。

松本：

そうすると、例示が誰の何の為の例示なのか全く分からない。

MoF 高見：

環境への影響のあるものを除いた部分について、なお例示として維持する意味があると思う。

松本：

それは深刻な環境社会影響がなければ、B か C であることは自明なので、そこで述べているのは B ではないということしかない。深刻な環境社会影響があれば必ず A であり、中程度あれば B なので、もしそれを一言書けば残りは全部 C であれば私は逆に全部それでは該当してしまって、権益取得を例示する理由に対する説得力がないと思う。

古沢：

問題としては、設備投資があるとその事によって環境影響が出てくるかもしれない点以外での評価分野であるが、言い方を変えると追加設備投資がなくてたまたま権益が入ってくる例に関して、絶対に環境影響がないかという、実はここにあるように出てきた。だから、追加投資がなければ環境影響無しは、反証されたのである。まだ量的に少ないという判断も分からなくもないが、原則的には追加設備投資を伴う権益取得で環境影響がないと言えなくなってしまったということではないか。そういう例が出てきたのであり、やはりこれは外した方が良いのではないかという非常に真っ当な提案であると思う。

MoF 高見：

変えるべきだという話を始める大前提として、今のガイドラインの規定を書いていることによって実務の面でうまくいかなくなっていることを認識する必要があると思う。本件が適切な判断なのかに関しては、申し訳ないが、ここで私が言うわけにはいかない。それが問題ではないかと指摘を受けていることは事実としてあると思う。そこに関しては検証が必要だと思うが、残念ながら今の時点でこれがあつたがために実務的に問題になっているということではない。

松本：

少なくとも私が持っている JBIC の内部資料ではカテゴリ分類の根拠のところは新たな設備投資のない  
権益取得の為という理由がきっちりと書かれている。つまり、それを根拠にしている。あとで口頭で何  
を言おうと当時 JBIC が作った一覧表の中のこの案件の一番右の根拠の項目にはこれが権益取得だから  
カテゴリは C であるという理由付けがされている。この文書は私にとっては非公式に入手した文書であ  
るが、監督官庁である財務省からすれば、そのときのカテゴリ分類の根拠の紙を見せてほしいと言え  
ば当然 JBIC としては示すだろうから、そういうところから確認されることは可能なのではと思うし、私  
は少なくともこの文書の存在からしてこれは明らかに権益取得というのはカテゴリ C であるという判  
断からスクリーニングが行われたと理解している。

MoF 高見：

その紙を私は拝見していないので、今コメントすることはできないが、そういったことになっているか  
どうか私の方でも確認したいと思う。

### NGO 側議題 6：サンロケダム灌漑事業からの日本の撤退と中国の関与について

清水：

サンロケ多目的ダム灌漑事業からの日本の撤退と中国の関与についてお伺いしたい。事業については  
2003 年 10 月以降小泉首相がアロヨ大統領に対してプレッジがあり、その後交換公文締結に向けて協議  
を継続してきたが、遅くとも今年の 11 月には日本政府としてはこの検討を中止し、現在はフィリピン  
政府が中国政府に融資の要請の準備をしていると理解している。今回の日本政府の供与の検討の中止と  
中国の参入の一連のプロセスの背景には、日本もしくは現地の住民や NGO が事業に関する問題、また  
そもそもの本体事業であったサンロケダムの問題が解決されていないという問題などを指摘し、それ  
に対して日本政府が非常に真摯にそして慎重に対応して頂いたことがあると思っている。その結果として、  
待ちきれなかった政府が中国に話を持っていったと理解している。

中国の援助については日本政府の財務省の方でも取り組みをされてきたと理解している。ここに書いて  
あるように、セミナーを開催したり、また環境ガイドライン策定の支援をしていると理解している。一  
方でその結果として中国側も環境ガイドラインを策定しているが、今の中国の輸出信用もしくは援助の  
環境社会配慮上のレベルが OECD 諸国と比較してどうかというと、それに匹敵するものではないだろ  
うと考えている。従って引き続き政府、市民関係なく中国による輸出信用・援助の問題に対して取り組  
んでいかなければならないと考える。

以上が背景で、質問は 3 点である。1 点目は中国輸出入銀行の現在の環境社会配慮へのパフォーマンス  
について財務省としてどのように考えているかという点。2 点目は現在の財務省としてのこれらに関す  
る取り組み、あるいは今後検討している取り組みがあるかという点。3 点目は市民社会特に NGO の立  
場で中国の援助・輸出信用の問題にどのような取り組みが可能だと考えるかというアドバイスを求めて  
いるものである。

MoF 錦織：

今回質問を頂いている内容は ODA 全体の政策として、対中国の環境をどう捉えてどう対応するかとい

う観点から説明したい。ご承知のことと思うが、昨年の秋まで第3回援助効果向上に関するハイレベルフォーラムにおいても新興ドナーとの間の関係をどう構築するかという議題が1つの論点になった。新興ドナーの間では援助政策に関する情報交換や政策対話、あるいは新興ドナーの援助実施能力向上に資する協力を進めることが大切である。まさにそういう取り組みが始まったばかりなので、まずは作業を着実に進めていくことが必要であるという立場で常々議論を行っているところである。

こうした視点に立って私どもが、どういう取り組みをしてきたかを説明したい。第一には財務省本体としては日中財務対談という定期的な意見交換の場があるので、大臣レベルで継続的に中国の財政部と議論を重ねていくことになると思う。続いてJBICとしては、2008年3月から中国輸銀との間でMemorandum of Understandingsを締結しており、これに従って、例えば環境面で言うと環境の改善に貢献するようなプロジェクトについて中国輸銀とJBICが関係するような案件については、お互いに意見交換なり情報交換をするという取り決めをしているので、これについても定期的に両者で交流が行われているところである。

また、JICAにおいてもそういう両者の提携が行われており、ご存知かと思うが、2007年8月に旧JBICの円借款部門が中国輸銀のカウンターパートとの間で有償資金協力実施上の環境社会配慮とリスク管理について、案件形成という実務的な分野で意見交換を進めるという交流をしている。既に第1回は終わっているし、第2回は今月13・14日の2日間、東京で両者のワークショップが行われた。例えば、この場では有償資金協力におけるリスク管理のあり方、案件形成・自己評価のあり方など、環境配慮に直結するような技術的・実務的な内容について意見交換が行われたと承知している。実務レベルにおいても両者円滑に意見交換が進んでいると理解している。また、G7やG20として中国に対する働きかけは常々行われており、様々なツールを通じて私どもとしては中国側に働きかけを行っているし、今後もこういったツールを活かしていきたいという立場である。

次に質問の1番目に対する回答だが、全体的な部分で言うと、こうした地道な努力を通じて意見交換なり情報交換のチャンネルを作ってその中で我々は中国の開発政策パフォーマンスの評価について我々としての問題意識を伝えていくということが大切。これはまだ始まったばかりなので、今どういう認識あるいは評価ができるかをすぐに答えられるような状況にはないが、意見交換や情報交換を通じて我々の立場が今後どんどん築かれていくものと思っている。

質問の3番目に関しては、行政として申し上げるのは適切かどうかは分からないが、NGOの方々が自由に現場の声を吸い上げて、私どもにお伝え頂くことの価値、効果自体は私ども高く評価させて頂いている。そういう活動に誠実に耳を傾けていくことが私どもでできる最大限のことであるので、NGOの方々にこういうことをして下さいということをするような立場にないのではないかとというのが率直な思いである。

清水：

多くの取り組みされていると改めて実感した。しかし、どこを目指しているかが分からなかった。二国間レベルで中国に対してアドバイスをしたり知見を共有はされているようである。けれども環境社会配慮の問題も含めて、輸出信用グループの中でアレンジメントがありコモアプローチがあり、その中であ

る一定の共通の基準をもって行動している枠組みがある。一方で中国はそれに入っていないので、別に二国間の対応の中での取り組みがある。現在は、OECDの輸出信用グループに中国を招いて対応していると思う。今後の二国間、もしくはOECD・ECGの輸出信用グループの中で毎回招く立場で参加させるのか、踏み込んで別枠で制度を作るような交渉があるか。

MoF 錦織：

私は全体的なところを主管している立場で、個々の国際機関フレームワークの中でアウトリーチが単にアウトリーチで留まる方針なのか、さらに進んで新しいワーキンググループ作るイメージがあるのかは、個々には詳らかに存じ上げない。方向性としては国際的に共通する課題があるときに、例えば輸出信用の制度を維持することを目的とするルールを破られることによって全体の利益を損なわれているとすれば、ルールを破っている人を世界のルールに取り込む努力を続けていかなければならない。問題はルールを受け入れられない人たちが、受け入れられるようになるスピードは国ごとに違うので、どうやって取り込んでいくかはケース・バイ・ケースである。1つのルールの中に取り組む努力を続けることは、どの政策分野においても同じ方向性をもって取り組んでいるはずである。ただし、具体的にどの枠組みの中で中国を世界のルールの中に取り込んでいく動きが見られるのかまでは承知していない。

清水：

3点目の私達の役割について、財務省は中国政府の人たちとお会いして、輸出信用の問題をいつも話している中で私たちには見えないところが、財務省の方には見えている部分があるのではないかと思った。そのよう中で日本の人がこのような援助をして欲しいなどのアイデアがあったら教えて頂きたい。

<以降、新興ドナー国との関係構築に関して議事録公開を前提としない形で意見交換を行った。>